

平成22年度  
第1回 松本市議会  
ステップアップ市民会議

平成22年8月3日  
松本市議会

# 第1回松本市議会ステップアップ市民会議 次第

日時：平成22年8月3日（火）

午後1時30分から

場所：議員協議会室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 議長あいさつ

4 自己紹介

(1) 議会側出席者

(2) 委員

5 活動方針等について

6 閉 会

## 松本市議会ステップアップ市民会議委員名簿

氏名
飯塚 則之
池野 理恵
石川 欣一
石曾根 一能
大下 京子
小林 修
坂井田 金一
清水 萌野
田中 秀長
松下 力三
松野 勉
村山 忠勇
百瀬 靖彦
吉田 満
米沢 光夫

(五十音順)

第1回松本市議会ステップアップ市民会議 出席議員名簿

役 職	氏 名
議 長	赤 羽 正 弘
副 議 長	小 林 繁 男
議会運営委員長	芦 田 勝 弘
教育民生委員長	村 瀬 元 良
経済環境委員長	柿 澤 潔
建設委員長	宮 下 正 夫
政策部会長	白 川 延 子
広報部会長	犬 飼 明 美
交流部会長 (総務委員長)	草 間 錦 也
交流副部会長	小 林 弘 明

## 松本市議会ステップアップ市民会議開催要領

### (目的)

第1条 この要領は、松本市議会（以下「市議会」という。）の運営等に関し、市民からの意見及び提言を的確に把握し、市議会の運営等に反映させ、もって市議会への市民参加の推進と開かれた市議会の実現を図るため、松本市議会ステップアップ市民会議（以下「市民会議」という。）を開催することについて必要な事項を定めることとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 市議会の本会議、議会運営委員会、常任委員会、特別委員会及び議長の下に設置される会議等をいう。

### (市民会議の位置づけ等)

第3条 市民会議は、市議会が主催し、公募による市民委員（以下「委員」という。）から意見及び提言を聞くとともに、委員と市議会が意見交換を行う場とする。

- 2 市民会議に出席する市議会議員は、別に定める。
- 3 第1項の意見及び提言について、議長は必要に応じ、関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。
- 4 前項の規定による検討の結果は、原則として市民会議において報告し、必要に応じ、議長が別に定める方法により公表するものとする。

### (市民会議の開催等)

第4条 市民会議は公開とし、原則として年4回開催する。

- 2 市民会議の企画及び運営は、交流部会が行う。

### (委員の委嘱)

第5条 委員は、15人以内とする。

- 2 委員は、次に掲げる要件を満たす公募者のうちから、議長が委嘱する。
  - (1) 年齢満18歳以上の市民であり、かつ、公務員又は各種議会議員でないこと。  
ただし、市内の大学に在学する学生（社会人学生を含む。）については、市民であることを必要としない。
  - (2) 市議会の仕組みとその運営及び市政や地域社会の発展に関心があり、かつ、公正な社会的見識を有すること。
- 3 前項の公募者は、応募の際に100文字程度の応募動機を議長に提出するものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、議長は必要と認める者を委員として委嘱できるものとする。

(委員の職務)

第6条 委員は、市民会議に出席し、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会議（非公開で行なわれるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見及び提言を述べること。
- (2) 「まつもと市議会だより」及び市議会ホームページ等の議会広報活動に関する意見及び提言を述べること。
- (3) その他議長が必要と認めること。

(報酬等)

第7条 委員には、報酬及び費用弁償を支給しないものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

(辞任)

第9条 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、議長は委員の辞任を許可できるものとする。

- (1) 第5条第2項に規定する要件を失ったとき。
- (2) 委員から辞任の申し出があったとき。
- (3) その他議長が必要と認めたとき。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、市民会議の開催に関し必要な事項は別に定める。

附 則

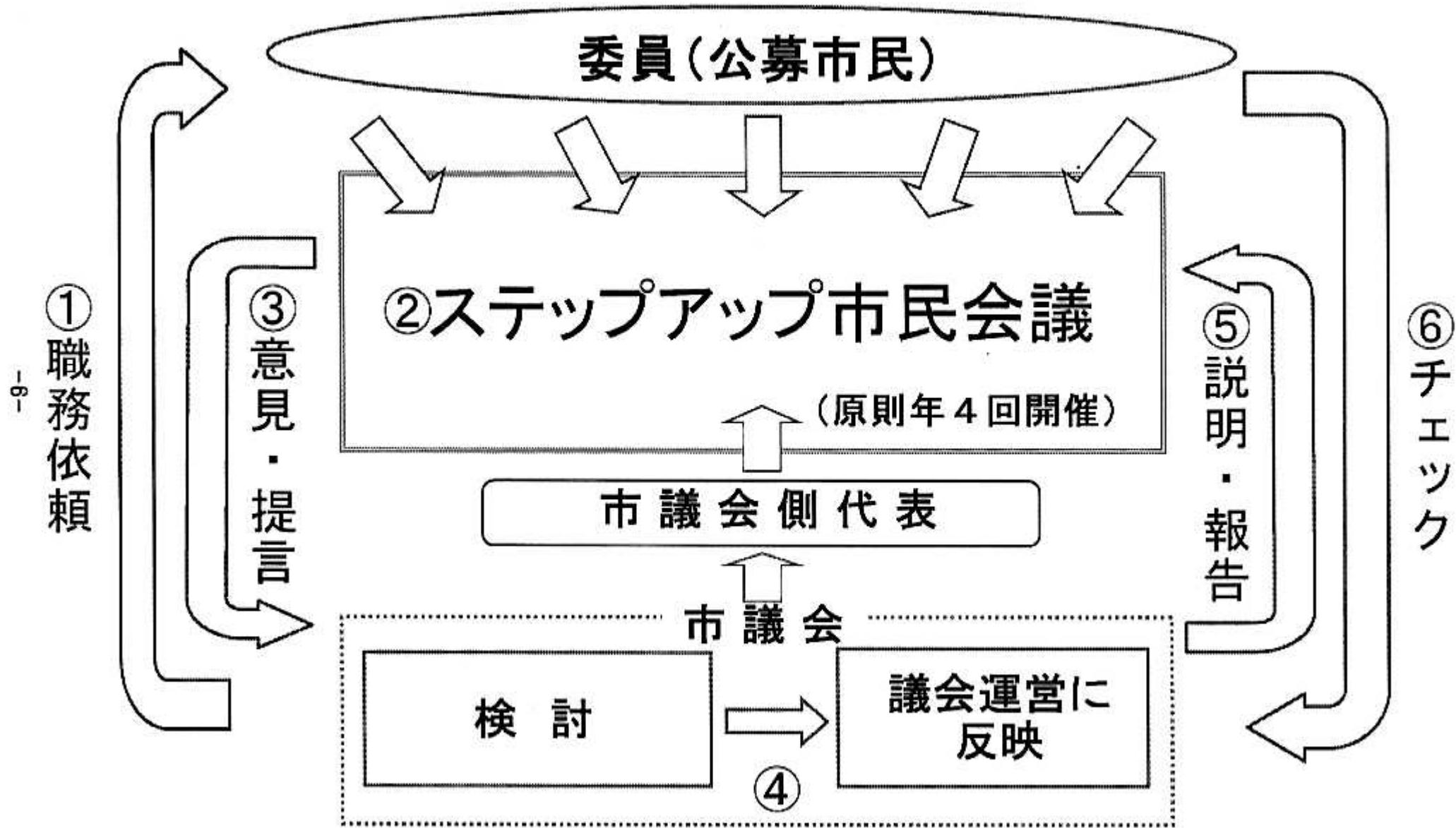
(施行期日)

1 この要領は、平成22年7月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この要領の施行後最初に委嘱する委員の任期は、第8条の規定にかかわらず、委嘱の日から平成23年4月30日までとする。

# ステップアップ市民会議のイメージ



平成22年度 松本市議会 会議予定(8月～10月)

8月		9月		2010	10月
		・9月定期会【6日～24日】 ・決算特別委員会【29日～10月1日】		・決算特別委員会【9月29日～1日】 ・第3回臨時会(決算認定等)【29日】	
1 日		1 水		1 金	決算特別委員会
2 月		2 木		2 土	
3 火	13:30第1回第177回市民会議	3 金		3 日	
4 水		4 木		4 月 14:30第2回第177回市民会議	
5 木		5 金		5 木	
6 金		6 木	議会開会 13:00本会議	6 木	
7 土		7 金		7 木	
8 日	(県知事選挙)	8 水		8 金	
9 月		9 木		9 土	
10 火		10 金		10 日	
11 水		11 土		11 月 体育の日	
12 木		12 日		12 木	
13 金		13 月		13 水	
14 土		14 火	10:00一般質問	14 木 13:30委員会協議会(総務・経済環境)	
15 日	平和祈念式典	15 水	9:00議会運営委員会	15 金 13:30委員会協議会(教育民生・建設)	
16 月		16 木	委員会審査(総務・教育民生)	16 土	
17 火	13:30産業振興・行政改革特別委員会	17 金	委員会審査(経済環境・建設)	17 日	
18 水	10:00政策部会 13:30委員会協議会(教育民生・経済環境)			18 月 13:30議会運営委員会	
19 木	13:30委員会協議会(総務・建設)	19 日		19 火	
20 金		20 月	職者の日	20 水	
21 土		21 火		21 木	
22 日		22 水		22 金	
23 月		23 木	秋分の日	23 土	
24 火		24 金	議会最終日 11:30議会運営委員会 13:00本会議 #TGA 進行管理評議会	24 日	
25 水		25 土		25 月 10:00第4回臨時会	
26 木		26 日		26 火	
27 金		27 月		27 水	
28 土		28 火		28 木	
29 日		29 木	10:00決算特別委員会	29 金	
30 月	13:30議会運営委員会	30 木		30 土	
31 火				31 日	

\*会議の日程は8月3日現在の予定のため、変更、中止となる場合があります。

\*開催場所については、本会議は議場、委員会及び各部会等は各委員会室です。

## 市議会議員名簿

任期：平成 19 年 5 月 1 日～平成 23 年 4 月 30 日

平成 22 年 8 月 3 日現在

議席番号	氏名	会派 政党等	議席番号	氏名	会派 政党等
1 古田 寛司	ふるた かんじ		2 小林あや	こばやし あや	
3 太田 典男	おおた のりお		5 山崎 たつえ	やまざき たつえ	
6 犬飼 信雄	いぬかい のぶお		7 小澤 豊	おさわ ゆたか	
8 小林 弘明	こばやし ひろあき		9 浅川 三枝子	あさかわ みえこ	
10 阿部 功祐	あべ こうすけ		11 両角 友成	もうづみ ともなり	

12 かみじょう としみち 上條俊道	改革 無所属 もりや よしお 守屋義雄
14 みやさか いくお 富坂郁生	新風会 無所属 むらせ もとよし 村瀬元良
16 ただち よしみつ 忠地義光	新風会 無所属 あげまつ まさふみ 上松正文
18 さわだ さくこ 澤田佐久子	日本共産党・しがの風 日本共産党 くまい やすお 熊井靖夫
20 かきざわ きよし 柿澤潔	政友会 無所属 しばやま みのる 芝山稔
22 よしぇ けんたろう 吉江健太朗	松本市行革110番 無所属 あおき とよこ 青木豊子

24	ふくしま あきこ 福島昭子		改革 無所属	みやした まさお 宮下正夫		社会民主党
26	みなみやま くにひこ 南山国彦		日本共産党・しがの風 日本共産党	しらかわ のぶこ 白川延子		公明党
28	こいとう はるひこ 近藤晴彦		公明党	あした かつひろ 芦田勝弘		政友会 無所属
30	おおた 一こうぞう 太田更三		新風会 無所属	くさま きんや 草間錦也		新風会 無所属
32	いぬかい あけみ 犬飼明美		日本共産党・しがの風 日本共産党	うしやま てるお 牛山輝雄		政友会 無所属
34	おおくぼ しんいち 大久保真一		新風会 無所属	こばやし しげお 小林繁男		翠政会 無所属

36	赤羽 正弘 あかはね まさひろ		政友会 無所属	37	黒田 輝彦 くろだ てるひこ		公明党
38	増田 博志 ますだ ひろし		新風会 無所属	39	高山 芳美 たかやま よしみ		改革 社会民主党
40	塩原 浩 しおはら こう		改革 無所属	41	倉橋 芳和 くらはし よしかず		日本共産党・しがの風 日本共産党
42	池田 国昭 いけだ くにあき		日本共産党	43	中田 善雄 なかた よしお		改革 無所属

### 【議会ホームページのご案内】

松本市公式ホームページ『くるくるねっとまつもと』の議会のページでは、次のような情報が見られますのでご利用ください。

議会日程、一般質問（項目）、議決結果、議会構成、議員名簿、本会議録画中継、委員会・本会議の会議録検索、政務調査費報告、市議会だより

<http://www.city.matsumoto.nagano.jp/>

## 委員会名簿

◎委員長 ○副委員長 平成22年8月3日現在

常任委員会	総務委員会(11名) 総務部、政策部、財政部、会計課、選舉 管理委員会、監査委員の所管に属する事 項、他の委員会に属さない事項	○小林弘明 阿部功祐 上條俊道 上松正文 澤田佐久子 近藤晴彦 ◎草間錦也 大飼明美 赤羽正弘 増田博志 中田善雄
	教育民生委員会(11名) 健康福祉部、子ども部、福祉事務所、病 院局、教育委員会の所管に属する事項	小林あや 太田典男 大飼信雄 ○守屋義雄 ◎村瀬元良 青木豊子 芦田勝弘 大久保真一 黒田輝彦 高山芳美 池田国昭
	経済環境委員会(10名) 市民環境部、農林部、商工観光部、農業 委員会の所管に属する事項	古田寛司 ○浅川三枝子 両角友成 熊井靖夫 ◎柿澤潔 太田更三 牛山輝雄 小林繁男 塩原浩 倉橋芳和
	建設委員会(10名) 建設部、上下水道局の所管に属する事項	○山崎たつえ 小澤豊 宮坂郁生 忠地義光 芝山稔 吉江健太朗 福島昭子 ◎宮下正夫 南山国彦 白川延子
	議会運営委員会(12名) 議会の会期、議事日程、特別委員会の設置及び 廃止、議案及び請願等の取り扱い、議会主催の 行事、議会費予算、議会関係例規の制定及び改 廃等	守屋義雄 ○上松正文 柿澤潔 芝山稔 青木豊子 福島昭子 南山国彦 白川延子 ◎芦田勝弘 太田更三 大久保真一 池田国昭
特別委員会	広域都市ビジョン特別委員会(14名) 広域行政に関する課題、危機管理、新庁 舎建設の課題及び地方分権の推進につい ての調査研究	太田典男 忠地義光 柿澤潔 芝山稔 青木豊子 南山国彦 ○白川延子 近藤晴彦 芦田勝弘 草間錦也 大飼明美 大久保真一 ◎高山芳美 中田善雄
	産業振興・行財政改革特別委員会(14名) 市街地活性化、産業の振興及び行財政改 革についての調査研究	古田寛司 阿部功祐 上條俊道 守屋義雄 村瀬元良 上松正文 ○澤田佐久子 ◎吉江健太朗 小林繁男 赤羽正弘 黒田輝彦 増田博志 塩原浩 池田国昭
	交通・環境問題特別委員会(14名) 地域交通(新交通システム)問題及び環 境問題についての調査研究	小林あや 山崎たつえ 大飼信雄 小澤豊 小林弘明 浅川三枝子 両角友成 宮坂郁生 ◎熊井靖夫 ○福島昭子 宮下正夫 太田更三 牛山輝雄 倉橋芳和

## 議会だより編集委員会

◎委員長 ○副委員長 平成22年8月3日現在

○浅川三枝子 ○阿部功祐 上條俊道 守屋義雄 村瀬元良 澤田佐久子
-----------------------------------

松本市議会基本条例 施策推進組織 ◎委員長 ○副委員長 平成 22 年 8 月 3 日現在

政策部会 (14名) 政策提案、政策提言、議会運営、議会の機能強化	太田典男 芝山 稔 太田更三 池田国昭	浅川三枝子 青木豊子 牛山輝雄 中田善雄	村瀬元良 ◎白川延子 大久保真一 高山芳美	○澤田佐久子 芦田勝弘 高山芳美
広報部会 (14名) 情報発信、情報提供、議会報告会	古田寛司 ○上條俊道 吉江健太朗 小林繁男	山崎たつえ 守屋義雄 宮下正夫 倉橋芳和	小澤 豊 上松正文 近藤晴彦 阿部功祐	熊井靖夫 ○犬飼明美
交流部会 (14名) 市民交流(市民参加及び市民連携)、議会交流	小林あや 宮坂郁生 南山国彦 増田博志	犬飼信雄 忠地義光 ◎草間錦也 塩原 浩	○小林弘明 柿澤 潔 赤羽正弘 白川延子	両角友成 福島昭子 黒田輝彦
進行管理部会 (8名) 議会基本条例に基づく具体的施策の進行管理	赤羽正弘 ○芦田勝弘	小林繁男 太田更三	○芝山 稔 高山芳美	池田国昭

会派名簿

○代表者

平成 22 年 8 月 3 日現在

新風会 (13名)	古田寛司 宮坂郁生 熊井靖夫 ○太田更三 増田博志	太田典男 村瀬元良 ○太田典男 中田善雄	犬飼信雄 忠地義光 草間錦也	小澤 豊 上松正文 大久保真一	議員控室 第 1	内線 2131 2132
改革 (6名)	守屋義雄 塩原 浩	○福島昭子 中田善雄	宮下正夫	高山芳美	第 2	2133
政友会 (6名)	山崎たつえ 牛山輝雄	上條俊道 赤羽正弘	柿澤 潔 ○芦田勝弘		第 3	2134
日本共産党 ・しがの風 (6名)	両角友成 倉橋芳和 ○池田国昭	澤田佐久子 南山国彦	犬飼明美		第 4	2135
翠政会 (6名)	小林あや 青木豊子	小林弘明 小林繁男	阿部功祐 ○芝山 稔		第 7	2139
公明党 (4名)	浅川三枝子	○白川延子	近藤晴彦 黒田輝彦		第 5	2138
無所属	吉江健太朗				第 6	2136

## ○松本市議会基本条例

平成21年3月23日

条例第34号

### 目次

#### 前文

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則(第2条—第5条)
- 第3章 市民と議会の関係(第6条・第7条)
- 第4章 行政と議会の関係(第8条—第10条)
- 第5章 議会運営(第11条・第12条)
- 第6章 議会の権能強化(第13条—第17条)
- 第7章 政務調査費(第18条)
- 第8章 議員定数、政治倫理(第19条・第20条)
- 第9章 補則(第21条・第22条)

#### 附則

##### 前文

地方自治の進展を図るためにには、市民と自治体との信頼関係、協働の精神が不可欠である。市民の意思を把握し、行政に反映する市議会は、市民と身近に接した市民の代表機関であり、市の意思決定機関である。

二元代表制は、市議会と市長がともに市民の信託を受け、対等な関係のもとに相互の牽制と抑制を図りながら一定の均衡を保ち、市民の福祉の増進と市勢の発展に努める制度であり、この実現のために市議会が担う役割、果たすべき使命はますます重要となっている。

松本市議会(以下「議会」という。)は、先人が築いた歴史と伝統を重く受け継ぎ、これに安住することなく不断の改革に努め、市民の代表として創意工夫を重ね、行動する議会として、市民とともに地域の主体性を高めることを決意する。

よって、ここに、住民自治を推し進め、団体自治を確立する地方自治の本旨に則り、全力をもって市民の負託に応えるため、本条例を制定する。

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、議会に関する基本事項を定め、議会及び議員の役割、行動指針等を明らかにすることにより、市民の負託に応え、豊かな松本市の実現に寄与することを目的とする。

### 第2章 議会及び議員の活動原則

#### (議会の活動原則)

第2条 議会は、市民の代表機関として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 政策決定並びに市長その他の執行機関の事務について監視及び評価機能を果たすこと。
- (2) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策の立案及び提言を行うこと。
- (3) 市民への説明責任を果たすとともに、議会活動への市民参加を推進すること。
- (4) 市民の意見を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。

#### (議員の活動原則)

第3条 議員は、議会を構成する一員として、次に掲げる原則に基づいて活動するものとする。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制機関であることを十分認識し、議員間の自由な討議を重んじること。
- (2) 日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努め、市民の代表者としてふさわしい活動を行うこと。
- (3) 議会活動について、市民に対して説明責任を果たすこと。

(議会改革の推進)

第4条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

- 2 議会は、前項の改革に取り組むため、必要に応じて議員で構成する検討組織を設置するものとする。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策決定等に関し、合意形成に努めるものとする。

第3章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

第6条 議会は、市民が議会活動に参加する機会の確保に努めなければならない。

- 2 議会は、議会における会議を原則公開とする。
- 3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の審議に反映するよう努めるものとする。
- 4 議会は、市民に対し説明責任を果たすとともに、市民の意見を的確に把握するため、市民との意見交換の場を設けるものとする。

(情報公開及び広報広聴の充実)

第7条 議会は、議長が別に定める基準により、その有する情報を常時公開する。

- 2 議会は、インターネット、広報誌等の多様な媒体を用いて、情報を発信し、及び市民の意見の把握に努めるものとする。
- 3 議会は、議会の活動を広報するため、必要に応じて議会報告会を開催するものとする。

第4章 行政と議会の関係

(市長等との関係)

第8条 議会は、市長その他の執行機関及びその補助職員(以下「市長等」という。)と常に緊張ある関係を保持し、事務の執行の監視及び評価を行うものとする。

- 2 議会審議における議会と市長等との関係は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 本会議における議員と市長等との質疑応答は、論点及び争点を明確にして行うものとする。
  - (2) 議長から本会議及び委員会に出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して質問趣旨の確認等のため反問することができる。

(議会審議における論点情報の形成)

第9条 議会は、市長が提案する重要な政策について、議会審議における論点情報を形成し、そ

の政策水準を高めることに資するため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

- 2 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。
- 3 議会は、当初予算について、予算編成の方針及び内容等について市長等から説明を受けるため、当初予算説明会を開催するものとする。

(政策立案及び政策提言)

- 第10条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、政策の立案及び提言を行うものとする。

第5章 議会運営

(議会運営)

- 第11条 議会は、議員相互間の議論を尊重し、公正、公平かつ効率的な議会運営に努めなければならない。
- 2 議会は、議長、副議長等を選出するときは、その経過を明らかにしなければならない。

(委員会)

- 第12条 委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分發揮されるよう運営されなければならない。
- 2 委員会は、地域住民に関わりが深く、かつ関心の高い事案については、必要に応じて当該地域において開催することができるものとする。
  - 3 委員会の審査に当たっては、傍聴者に審査資料を貸与するものとする。

第6章 議会の機能強化

(議会の機能の強化)

- 第13条 議会は、市政の執行に関する監視・評価機能並びに政策の立案及び提言に関する機能の強化を図るものとする。

(調査機関及び検討会等の設置)

- 第14条 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、有識者等で構成する調査機関を設置することができる。
- 2 議会は、市政の課題に関する調査のため必要があると認めるときは、議員で構成する検討会等を設置することができる。

(研修及び調査研究)

第15条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修会等の開催に努めるものとする。

2 議員は、議会活動に資するため、積極的に研修及び調査研究に努めるものとする。

(交流及び連携の推進)

第16条 議会は、他の自治体の議会と政策及び議会運営等について意見交換するため、積極的に交流及び連携を図るものとする。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議員の政策の形成及び立案能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査・法務機能の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

第7章 政務調査費

(政務調査費)

第18条 松本市議会政務調査費の交付に関する条例(平成13年条例第1号)の規定により政務調査費の交付を受けた会派は、政務調査費の適正な執行に努めなければならない。

2 議会は、議長が別に定める基準により、政務調査費の收支報告書を公開する。

第8章 議員定数、政治倫理

(議員定数)

第19条 議員定数の改正に当たっては、市政の現状と課題及び将来の予測と展望等を十分に勘案するとともに、市民の意見を聴取するものとする。

2 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題等を比較検討し、決定するものとする。

3 議員定数の条例改正議案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、検討経過等を明らかにして、委員会又は議員から提出するものとする。

(政治倫理)

第20条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、良心と責任感を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない。

第9章 補則

(他の条例との関係)

第21条 この条例は、議会に関する基本的事項を定める条例であり、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図るものとする。

(検討)

第22条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。